

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

令和5年12月26日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/

各駅停車

Vol. 8 2

Take a chance and hedge against risks

「酔って候 司馬遼太郎」、タイトルにひかれて手に取ってみた。

初期尊王派朝廷を尊びつつ、日本公認政府である幕府を補助するという思想に対して、過激攘夷派から見れば、忌むべき因循姑息な保守主義者になっている春嶽、慶喜といった尊王家たちは、一皮むけば佐幕家であると薩、長、土州から評価されていた。（司馬遼太郎）

四賢侯（松平慶永、島津斉彬、伊達宗城、山内容堂）、特に容堂と藩士のやり取りが面白く、幕末期の理解が深まった。

以下はその対話とフレーズの抜粋である。

山内一豊を藩祖とする家系の分家筋に生まれ、生涯を無役で暮らす、そう約束づけられていた若者兵庫助。十三代藩主豊熙^{とよひろ}、十四代藩主豊惇^{とよあつ}がたて続けに亡くなり、継子嗣がいなくなった山内家は本来なら改易となるべきところ、裏面工作が功を奏した。すんでのところでお家が存続できた。この若者が十五代土佐藩主、山内豊信^{とよしげ}、号は容堂である。

藩主一門 日陰者の分際、いわば「飼い殺し」の身分から一躍土佐侍従二十四万石の太守になった。

初代藩主が秀吉から封ぜられた遠州掛川六万石の城池を関ヶ原合戦に際し、家康に献上、その論功行賞で一躍土佐二十四万石に封じられた。

土佐の武家社会は、掛川から連れてきた山内侍（上士）と敗軍となった土着の長曾我部侍（下士）の二重構造となった。下士は藩士とはいえ藩主に対するお目見え得権を持っておらず、藩政に参加することもできない。その郷士侍から土佐の勤王党武市半平太が輩出された。また船中八策を編み出した坂本龍馬も脱藩する前は郷士侍であった。

元来、土佐は高知城下の上士をのぞき七郡には古くから勤王思想、国土は天子のものであるという土俗思想がある。

藩主容堂と武市半平太のやり取り ①

「容堂：天下の危難を切り抜けるには公武合体こそが望ましい。」

「武市半平太：日本の唯一無二の国主は天皇におわします。武は徳川家。徳川家は天皇の家来でありませんか。主従同格で合体など奇妙でござりまする。この半平太と容堂さまが同格で合体するということと、同じでござりまする。」

藩主容堂と側近 後藤象二郎とのやり取り ②

「後藤：薩長はどうやら倒幕戦を企てているようでござりまする。」

日本第一の勤王主義をもって任ずる容堂としては、彼らの敵にまわるのはいやだった。かといって徳川氏は討てない。関ヶ原の恩を仇で返すなどこの男には出来ない。

「後藤：妙案がござりまする。」

藩主にお目見得ができない坂本龍馬から承け継いだ【船中八策】を後藤象二郎は藩主容堂に献策した。思考が難渋していた容堂にとって「大政奉還」は窮余の一策となった。

「容堂：そうか、後藤妙策じゃ。慶喜を口説いて、大政を奉還させよう。されば薩長は力のやり場に困り、討幕の理由をうしなってしまう」

「容堂：その案で徳川も救われる。その八策をもって、わが土佐藩の提案としよう。」



ついに薩長も土佐藩の主導に従わざるをえなくなった。

その主導権は一月つづいたが、一月目に坂本龍馬と中岡慎太郎が刺客に襲われ、斃れた。この二人を喪った瞬間、土佐藩が薩長から孤立してしまった。

薩摩の西郷と土佐の後藤象二郎の密議 ③

西郷が土佐藩邸に後藤象二郎を訪ねた。

「西郷：将軍はなるほど大政を奉還した。しかし、領地四百万石はなおそのままになっている。これを朝廷に返上せしめる。」西郷が明かした密謀はおそろべきものであった。

「後藤：徳川四百万石がなければ旗本八万騎は養えないではないか。」

「西郷：その返上を勅令で将軍に命ずる。もし将軍が応じなければ朝敵として討伐する。」

どうする容堂！再び、主導権を薩長に奪われたことを覚った。

この【鯨海酔侯】と渾名された容堂の生涯は明治五年、四十六歳でおわっている。多年の飲酒による脳溢血であった。

追補：江戸政権と京都政権

徳川幕府は京の天皇の委任によって、日本を統治しているもので、潜在政権はあくまで天皇にある。将軍は代理人にすぎない。

“私の関心を私なりの興味の持ち方で小説にしたもので、史伝風の小説と解してください。”

—あとがきより—（司馬遼太郎）

暦年贈与と持戻し

令和5年に税制改正が行われ、暦年贈与制度について相続税の持ち戻しの対象期間が3年から7年へ延長されました。

相続税の持ち戻しとは、被相続人の亡くなったときまでに相続人等に対して生前贈与されていた財産について、法定期間中のものを相続財産として加算し、相続税を課税することをいいます。

通常、贈与は、その年の1月1日から12月31日までの1年間で贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除額である110万円を差し引いた残りの価額が課税されます。

しかし、持ち戻しの期間中に行われた贈与については、相続時に贈与額を相続財産に加算して、相続税を課税することになっています。持ち戻しを行う贈与は、基礎控除内のものも含むため、相続開始直前に駆け込みで贈与を行っても相続税負担を減らすことはできません。

ただし、基礎控除額を超えた分の額について、既に納付済みの贈与税については税額控除されます。

改正以前は死亡日以前の3年間に贈与した財産について、相続が発生したときに相続財産へ持ち戻すことになっていましたが、令和5年の改正によって、持ち戻しの期間が3年から7年に延長されました。令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。従って、持戻しの期間が3年よりも延長されてくるのは令和9年からの相続が対象となります。

なお、令和5年の税制の改正によって、暦年贈与において持ち戻し期間が7年に延長されましたが、延長した4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算しないこととなっています。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日 ～ 令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日 ～ 令和12月12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日 ～	相続開始前7年間

（国税庁リーフレットより）

12月29日（金）～1月4日（木）は

休業とさせていただきます。

本年もお世話になりありがとうございました。

また来年も宜しく願いいたします。

皆様、どうぞ良いお年をお迎えください。

